

監査公表第504号

平成15年11月14日監査公表第490号において公表した平成15年度定期監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により京都市長から通知があったので、次のとおり公表します。

平成16年5月25日

京都市監査委員 磯 辺 寿 子
同 安孫子 和 子
同 下 蘭 俊 喜
同 藤 井 昭

平成15年度定期監査（工事）結果に対する措置状況

（都市計画局－1）

監 査 の 結 果
<p>ア 設計計上数量の端数処理については、土木工事標準積算基準書（以下「積算基準書」という。）における数値基準に基づいて四捨五入することとされているが、これに従った端数処理をしていないものがあった。</p> <p>適正な積算を行うよう改められたい。</p> <p>（三条地区長光通道路改良工事ほか）</p>

講 じ た 措 置
<p>ア 設計計上数量の端数処理については、「積算基準書」における数値基準に基づき、適正な積算を行うよう周知徹底した。</p>

監 査 の 結 果

イ 共通仮設費については、現場事務所を設置しない場合の共通仮設費率で積算することとされているが、誤って現場事務所を設置する場合の共通仮設費率で積算しているものがあった。

適正な積算を行うよう改められたい。

(辰巳市営住宅整備工事ほか)

講 じ た 措 置

イ 共通仮設費については、「都市計画局 建築工事共通費積算基準」等に基づき、適正な積算を行うよう周知徹底した。

監 査 の 結 果

ウ 工事請負契約書では、設計図書の変更内容を書面をもって請負者に通知して設計内容を変更できるとされており、必要があれば請負代金額を変更できるとされている。また、請負代金額の変更については、甲乙協議して定めるとされているが、変更の書面及び協議内容について書面を作成していないものがあった。

変更の内容及び設計変更の協議に当たり、書面を作成するよう改められたい。

(唐橋市営住宅新築工事ただし、13-1・2号棟新築工事ほか)

講 じ た 措 置

ウ 工事請負契約書に基づき、変更内容の通知書及び協議開始日を明確にした協議録の作成を行うよう周知徹底した。

(都市計画局－４)

監 査 の 結 果

エ 公共住宅建築工事共通費の運用では、前払金を支払わない場合は一般管理費等で前払補正を行うこととされているが、これを行っていなかった。また、設計変更時の契約保証に関する補正は、元工事のままとすべきところを改めて積算していた。

適正な積算を行うよう改められたい。

(田中宮市営住宅整備工事ただし、中層用(4,5,6,7号棟)給水管付替工事)

講 じ た 措 置

エ 「都市計画局 建築工事共通費積算基準」等に基づき、適正な積算を行うよう周知徹底した。

(都市計画局－ 5)

監 査 の 結 果

オ 工事請負契約書では、現場代理人は、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りなどを行わなければならないこととされているが、当該工事以外の工事についても現場代理人として従事しているものがあった。

工事請負契約書どおり履行させるよう改められたい。
(崇仁市営住宅増築工事ただし、8棟エレベーター棟増築工事ほか)

講 じ た 措 置

オ 工事請負契約書に基づき、現場代理人の現場への常駐を確認するよう周知徹底し、請負者に対して指導を行った。

(都市計画局－ 6)

監 査 の 結 果

カ 工事に伴って発生する産業廃棄物の適正処分を確認するための産業廃棄物管理票（マニフェスト）が提出されておらず、適正な処分を確認していないものがあった。

適正な処分を確認するよう改められたい。

(洛西南福西市営住宅ほか1団地整備工事ただし、
駐車場整備工事ほか)

講 じ た 措 置

カ 工事に伴って発生する産業廃棄物については、請負者に対し、産業廃棄物管理票の提出について指導を徹底するとともに、その管理票によって適正な処分を確認するよう周知徹底した。

(都市計画局－ 7)

監 査 の 結 果

キ 特記仕様書では、J I Sによると指定された機材は、品質、性能を満足することを証明する規格証明書の添付されたものとしてとされているが、規格証明書の添付されていない機材を使用していた。

適正な機材を使用するよう改められたい。

(崇仁北部第4地区整備工事ただし、14-A棟仮設店舗新築工事)

講 じ た 措 置

キ 特記仕様書に基づいた機材の使用を確認するよう周知徹底した。

なお、指摘された物件については、機材搬入時に日本工業規格表示認定工場で製造された機材であることを確認した。

監 査 の 結 果

ク 設計図面の特記仕様で施工前に照度計算（コンピュータによる配光分布図等）を行い，監督員の承諾を得たうえで施工することとされているが，照度計算書を提出していなかった。

特記仕様どおり照度計算書の提出を求めるよう改められたい。

（洛西南福西市宮住宅ほか1団地整備工事ただし，
駐車場整備に伴う電気設備工事）

講 じ た 措 置

ク 照度計算については，施工前に設計条件を確認し，与条件が異なる場合は照度計算を行うよう特記仕様の表現の変更を行い，その運用について周知徹底した。

なお，指摘された物件については，施工後に照度測定を行い，設計照度が確保されていることを確認した。

監 査 の 結 果

ケ 工事の完成検査合格後，請負者から引渡書の提出がなかった。

引渡書がないと，引き渡しの日が確認できないため，保管責任の問題が生じる。

完成検査合格後には，引渡書の提出を求めるよう改められたい。

（建築，電気，機械工事共通）

講 じ た 措 置

ケ 引渡書の様式を定め、その運用について周知徹底した。

(都市計画局-10)

監 査 の 結 果

コ 設計業務委託仕様書では、管理技術者等の資格要件を定めているが、受託者から提出された経歴書等からは、資格要件が満たされているかどうか判断できない管理技術者等があった。

資格要件が的確に判断できる資料を提出させるよう改められたい。

(設計業務委託共通)

講 じ た 措 置

コ 管理技術者等の資格要件を判断できる経歴書の提出を求めるよう周知徹底した。

なお、各物件の管理技術者等については、資格要件を満たしていることを確認した。

監 査 の 結 果

サ 設計業務委託仕様書では、履行期間中、受注者に履行報告書の提出を求めているが、その報告書がなかった。

設計業務委託仕様書どおり履行させるよう改められたい。

(設計業務委託共通)

講 じ た 措 置

サ 必要に応じて履行報告書の提出を求めるよう、設計業務委託仕様書に記載すること、及び仕様書どおりに履行報告書を提出することについて周知徹底した。

監 査 の 結 果

シ 工事監理委託仕様書では、派遣監督員の資格要件を定めているが受託者から提出された経歴書等からは、資格要件が満たされているかどうか判断できない監督員があった。

資格要件が的確に判断できる資料を提出させるよう改められたい。

(工事監理委託共通)

講 じ た 措 置

シ 派遣監督員の資格要件を判断できる経歴書の提出を求めるよう周知徹底した。

なお、各物件の派遣監督員については、資格要件を満たしていることを確認した。

(建設局－1)

監 査 の 結 果

ア 設計計上数量の端数処理については、積算基準書における数値基準に基づいて四捨五入することとされているが、これに従った端数処理をしていないものがあった。

適正な積算を行うよう改められたい。

(西水室幹線排水路工事ほか)

講 じ た 措 置

ア 設計担当職員に対し、監査結果を周知するとともに、監査において指摘のあった設計計上の端数処理について、平成14年度以降のすべての設計書の点検を行った。その結果、指摘のあった工事以外については、積算基準に基づいた適正な端数処理がなされていることを確認した。

また、設計書の照査を慎重に実施し、遺漏のないようにしている。

(建設局－2)

監 査 の 結 果

イ 労働安全衛生規則では、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合は、必要な作業床、手すり等を設けることとされているが、高さ2メートル以上の石積工を施工するに当たって、当該作業床、手すり等の費用について設計及び積算をせず、これらの安全処置を講じていないものがあった。

適正な設計及び積算を行い、安全を確保するよう改められたい。

(普通河川宮川河川改良工事ほか)

講 じ た 措 置

イ 高さ2メートル以上の箇所で作業を行う作業床、手すり等の費用については、労働安全衛生規則を遵守し、適正な設計及び積算を行い、安全を確保するようチェック体制の強化を図った。

(建設局－3)

監 査 の 結 果

ウ 積算基準書では建設発生木材の処理は、指定処分とし指定条件の変更が生じた場合は、設計変更を行うこととされているが、その指定条件を変更したのに設計変更をしていないものがあった。

適正な設計変更を行うよう改められたい。

(街路樹リフレッシュ工事ほか)

講 じ た 措 置

ウ 指定条件の変更があった場合には設計変更することを、関係職員に対し周知徹底を行った。

(建設局－４)

監 査 の 結 果

エ 公園の手洗い場について、車椅子対応の手洗水栓を使用していたが、設置場所が芝生広場の中央で車椅子での使用が不便である。

設置場所は設置目的を考慮して決定するよう検討されたい。

(桜井公園整備(1)工事)

講 じ た 措 置

エ 手洗い設置場所については、公園の全体計画の中で、遊具や藤棚からの距離を考えて芝生広場の位置に決定した。

車椅子の利用が不便とならないように手洗い周辺を石張りにした。

今後は、だれもが安心して円滑に利用できるように、また、目的物の効果が十分発揮できるよう設計を検討、照査していく。

(建設局－ 5)

監 査 の 結 果

オ 園路のコンクリート舗装について、セメントコンクリート舗装要綱では、コンクリート版には原則としてひびわれ防止のため鉄網を用いることとされているが、その鉄網を用いていないものがあった。

維持管理を考慮して鉄網を用いるよう検討されたい。

(岩倉東公園整備(5)工事ほか)

講 じ た 措 置

オ 園路のコンクリート舗装については、コンクリートのひび割れ防止のため従来の伸縮目地(厚さ9ミリメートルの杉板を5メートル間隔以下で設置)の施工に加えて、鉄網(溶接金網:直径6×150×150ミリメートル)を埋設することとした。

京都市公園施設標準図に明記し、設計、施工の標準化を図っている。

(建設局－ 6)

監 査 の 結 果

キ 業務委託契約書では、履行期間及び委託料の変更を行う場合、甲乙協議して定めることとされているが、その協議内容について書面を作成していないものがあった。

変更の協議に当たり、書面を作成するよう改められたい。

(都市基盤河川改修事業岩倉川(支川長代川)改修設計業務委託ほか)

講 じ た 措 置

キ 現在，業務履行中の打合せ及び協議については，協議内容についての記録を作成しており，今後，履行期間及び委託料の変更を行う場合の協議についても記録を作成していく。

(監査事務局第一課)